

「大阪湾フェニックス事業の推進に関する要望書（平成26年8月 大阪湾広域処理場整備促進協議会、大阪湾広域臨海環境整備センター）」（一部抜粋）

1 大阪湾圏域の廃棄物の適正処理等を図っていくため、大阪湾フェニックス事業の円滑な持続に向けて、国の支援・協力をお願いしたい。

【説明】

大阪湾フェニックス事業は、大阪湾圏域の人口約2千万人を擁する168市町村を広域処理対象区域として、センターが事業主体となり、区域内の廃棄物の最終処分を行っております。

大阪湾圏域では、都市化、市街化の進展に伴い、内陸部での最終処分場確保が非常に困難となっており、広域処理対象区域内の廃棄物の最終処分における大阪湾フェニックス事業への依存度は、一般廃棄物で約6割、産業廃棄物で約5割となるなど、各地方公共団体は、引き続き大阪湾フェニックス事業による最終処分場の確保を強く要望しています。

また、南海トラフ巨大地震や台風等の大規模災害発生時において、広域処理対象区域内から発生する一般廃棄物等や災害廃棄物の円滑な処理の実施に大阪湾フェニックス事業の果たす役割は重要であり、一定程度の余裕を持った最終処分場の能力を維持することが不可欠です。

更に、これらの災害発生時に1つの処分場で廃棄物の受け入れができなくなった場合においても、受け入れが完全に停止しないよう、代替性及び多重性を確保する観点から、2処分場体制を維持することが必要です。

しかし、神戸沖埋立処分場での受け入れが終了する平成34年度以降及び大阪沖埋立処分場での受け入れが終了する平成39年度以降の新たな埋立処分場計画は未定であり、既に供用している4つの埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖）では計画策定着手から供用開始まで10年程度の期間を要していることを考慮すると、2処分場体制を平成34年度以降においても維持するためには、早期に新たな埋立処分場計画を策定する必要があります。

関係地方公共団体では、廃棄物の減量化目標の設定やその進行管理等、3Rの推進による廃棄物の減量化に努めるなど現行の埋立処分場の延命化について様々な努力を図るとともに、新たな埋立処分場及び事業スキームの策定に向けて、検討を進めております。

つきましては、大阪湾圏域の近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理及び港湾の秩序ある整備を図っていくために、大阪湾フェニックス事業の円滑な持続に向けた国の支援・協力をお願いいたします。

2 大阪湾フェニックス事業に係る所要の事業費（国庫補助額）を確保されたい。

【説明】

大阪湾フェニックス事業では、近畿2府4県から発生する廃棄物を安全かつ適切に処理していますが、地震・台風をはじめとする自然災害や突発的な事故により、センターでの受け入れが停止すれば、廃棄物処理に係る広域行政に重大な影響を及ぼします。そのため、危機管理対策上、2処分場体制を基本としています。

1期計画では、尼崎沖及び泉大津沖埋立処分場を位置づけ、廃棄物を受け入れてきましたが、平成13年度には管理型区画での廃棄物の受け入れを終了しました。2期計画では、神戸沖及び大阪沖埋立処分場を位置づけ、神戸沖埋立処分場は平成34年度までの受け入れ、大阪沖埋立処分場においては平成39年度までの受け入れを計画しており、廃棄物を安全かつ適正に処理していくため、引き続き、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖埋立処分場において、廃棄物埋立護岸及び広域最終処分場施設の建設を進めていく必要があります。

また、平成34年度以降も2処分場体制を維持するため、新たな埋立処分場の環境影響評価等を進める必要があります。

センターでは平成元年度から廃棄物の受け入れを開始しており、搬入基地の多くの設備に老朽化による機能低下がみられ、維持管理等の対応に苦慮している状況にあります。このため、今後の新埋立処分場計画も視野に入れ、また最新の低炭素技術や耐震化基準等もにらみながら、今後とも搬入基地としての機能を維持し、さらには向上させていくため、廃棄物の受け入れから船舶への積み替えを適切に行うための設備、それを確保するための受変電設備などについて適切に更新する必要があります。

つきましては、廃棄物埋立護岸及び広域最終処分場施設の整備にかかる平成27年度事業費（国庫補助額）の確保及び今後の地震・津波等に対する安全対策の推進について、格段のご尽力とご高配をお願いいたします。

なお、従来より行っている環境対策調査についても、引き続き事業費の確保にご高配をお願いいたします。

3 管理型海面処分場の埋立竣工後の跡地を早期に利用できるよう、早期安定化及び利用高度化（暫定利用を含む）の促進を可能とする技術の検討及び手法の確立をお願いしたい。

【説明】

管理型海面最終処分場の埋立竣工後の跡地の利用にあたっては、処分場の廃止に至る期間の長期化や用途の制約などの海面最終処分場が抱える固有の課題があり、廃棄物の適正処理と港湾の秩序ある整備などを目的とした大阪湾フェニックス事業においても、これらの課題の解決が不可欠となっております。

平成 25 年度に国においてとりまとめられた巨大災害発生時の災害廃棄物対策のグランドデザインにおいても、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震等に備えて、膨大な災害廃棄物の受け入れには海面最終処分場の活用を検討する必要があることが示され、その活用にあたっては、環境安全性への配慮を前提とした海面最終処分場の廃止基準や形質変更に関する取扱いについての検討や早期安定化や多様な跡地利用を可能とする技術開発を進めることとされています。

つきましては、管理型海面処分場の整備事業における埋立竣工後の跡地の早期利用などの重要性に鑑み、処分場の早期安定化や利用高度化、暫定利用の促進を可能とする技術の検討及び手法の確立など必要な支援をお願いいたします。

4 国においても必要性を示された災害廃棄物の広域処理を前提とした最終処分場の確保について、発災前からの取り組みをお示しいただくとともに、国による積極的な財政支援等をお願いしたい。

【説明】

近い将来、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の巨大災害が生じることが懸念されていることから、平成 25 年度に国において巨大災害発生時の災害廃棄物対策のグランドデザインがとりまとめられ、その中で、膨大な災害廃棄物を受け入れる最終処分場の確保に発災前から取り組むことや地域ブロックやブロックを超えた広域処理の必要性が示されました。さらに地域ブロックでの検討状況を踏まえつつ、地方公共団体の廃棄物処理施設の財政支援メニューの検討なども行われることとされました。

阪神・淡路大震災発災時、近畿 2 府 4 県では、大阪湾フェニックス事業により廃棄物の広域処理を行っており、本事業を活用することで災害廃棄物の円滑な最終処理を行うことができました。現在、大阪湾フェニックス事業による廃棄物の受け入れ期間は平成 39 年度までしか確保されていないため、次期事業に関し、大阪湾広域処理場整備促進協議会で課題を検討している中でも、大阪湾圏域において巨大地震被害が発生した場合にそれに対応できる大規模な処分場の必要性があり、そのような処分場は大阪湾フェニックス事業が最適であると考えております。

しかし、関係自治体等の財源負担により行っている大阪湾フェニックス事業において、さらに巨大地震への備えとして余剰処理能力を確保するのは難しい状況です。

そのため、大阪湾フェニックス事業のような広域処分場の制度を前提とした最終処分場の発災前からの取り組みをお示しいただくとともに、国による積極的な財政支援等をお願いいたします。

5 基幹的施設である搬入基地の強靱化対策に係る財政支援をお願いしたい。

【説明】

センターでは、近畿2府4県168市町村から発生する廃棄物を適正に海面埋立により最終処分しております。

廃棄物の海面埋立を行うためには、受け入れ業務を行う搬入基地から最終処分場まで、海上運搬を行う一連の処理システムの機能確保を保持することが必要となります。

この搬入基地は、ダンプによって運搬された廃棄物を海上運搬用の船舶への積み込みを行うための施設であり、他の処分場では見られない大阪湾フェニックス事業独自の機能を有しており、海面処分場とともに基幹的施設となっております。具体的には、投入ステージ等の土木施設、積み込みを適切に行うための可動床設備や廃棄物の飛散防止を図る集塵設備等で構成されています。

搬入基地は、平成元年度から受け入れを開始しており、現在9基地で廃棄物の受け入れ業務を行ってきております。

しかし、搬入基地の電気設備等は耐用年数を超過しており、老朽化が進行していることから、機能が低下している設備も多数あります。また、搬入路である橋梁施設なども現行の基準を満たしていないことから、今後の地震に対して脆弱な施設となっており、大規模災害発生時において廃棄物の受け入れ及び埋立体制の維持が危機的な状況となっております。

このような状況を踏まえ、基幹的施設である搬入基地のうち、特に重要な施設等の更新・耐震化を行い、強靱化を図ることにより、廃棄物を支障なく受け入れることが可能になります。

つきましては、大阪湾フェニックス事業を円滑に推進するうえでも重要な基幹的施設に対する強靱化対策に係る事業費について補助事業として頂けるよう、格段のご尽力とご高配を賜りますようお願いいたします。